

記載要領等	贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書
-------	--

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画^(※)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

※ この届出書（添付書類に関する事項を除きます。）において、「農用地利用集積等促進計画」には、基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

《記載要領等》

- 1 「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告^(※)された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

※ 基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」といいます。）第19条の規定による公告を含みます。

- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注） 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

- 5 基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより賃借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合は、この届出書に次の書類を添付してください。
 - (1) 旧基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - (2) 旧基盤強化法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類